

残留塩素入りボトル水製造の調査結果について

1 調査概要

平成 18 年度第 1 回インターネットモニターアンケートの調査結果より、当局がペットボトル水を販売するとした際、約 7 割の方が購入を検討すると前向きな回答を得ました。

また、第 3 回おいしい水づくり計画策定懇話会の懇談の中で、近年の水道離れに対応するため浄水場の出来たての水道水をお客様に飲用いただくことで、水道水のおいしさを実感してもらうため PR ツールとして有効との提案がありました。

ボトル水製造に当たっては、オリジナリティー確保の観点で、水道水のおいしさとあわせて残留塩素の必要性等を PR するため、「残留塩素入り」のボトル水の製造の提案がありました。

残留塩素入りボトル水の製造について関係機関へ聞き取り調査した結果を報告します。

2 調査結果

既にペットボトル水を製造している東京都水道局及びボトル水製造専門受注業者及び「水の缶詰」受注の清涼飲料水製造業者に問い合わせた結果、以下の理由により、現時点で「残留塩素入りのボトル水」の製造は困難であることがわかりました。オリジナリティー確保のため、「保持期限を長期にした災害備蓄水（アルミボトル採用）」や PR としての「ラベルデザイン」について検討を進めていきます。

- (1) 水道水のペットボトル水製造を受注できる製造業者は、極めて少なく（清涼飲料水の製造ラインしかないところが多い）、かつ少ない製造本数（数万本）で受注する製造業者が限定される。
- (2) 数ある清涼飲料水製造工場の中でも、当局の想定している少ない本数で製造を受注できる業者が極めて少ない（最低受注本数は、他の清涼飲料水を製造するラインを洗浄した後に利用することとなり、水の製造には通常のライン洗浄よりも手間がかかる都合等から数十万本程度とのこと）。
- (3) 塩素が残留する水道水のボトリングは、塩素が製造ライン（管）の目詰まりの原因となり脱塩素処理をしなければ製造受注できないとボトル水製造業者より回答があった。
- (4) PL（製造物責任）法の製造者責任の問題から、残留塩素がある水道水をそのままボトリングできず、必ず加熱殺菌の工程を確保したい。この工程を省くのであれば受注できないとボトル水製造業者より回答があった（この加熱殺菌の過程で、水中の塩素は全て消失する）。
- (5) ボトル水製造業者より、仮に加熱処理後に残留塩素を注入し封入したとしても塩素濃度の保持が困難であり、数日で消失してしまうことが想定されるとのこと。
- (6) ボトル水製造業者より、仮に残留塩素を保持するボトル水を開発するためには、研究・開発に費用及び期間を要する。研究した結果、製造は技術的に不可能という結論も想定されるとのこと。

（ 参 考 ）

既に PR 用ペットボトルを製造・販売している東京都水道局においても、今回の提案と同様に、当初は、残留塩素を残した水道水をボトリングするよう検討したが、上記の課題等により断念したとのことです。

(問) 現在使用している給水装置は相当年数を経ており、給水管も老朽化していると思われるが、どんな方法で洗浄等の対策をすればいいのか、また、どこへ依頼したらいいのか。

(答)

○一般的な宅内配管はビニール管や鋼管で構成されています。

立上り部等に使用される鋼管は、長年の使用により管内部に赤錆等が発生するなどの障害が発生することがあります。

○赤錆等が発生した場合、洗浄のみでは解消されません。

○赤錆等についての対策は、錆の状態により管の交換や更生工事が考えられますので、錆の状況等を確認し、効果的な対策を判断する必要があります。

○なお、いずれの場合も給水装置工事となり指定給水装置工事事業者でなければ施工できません。

最寄りの指定給水装置工事事業者に相談し、最も効果的な対策を採られることをお勧めします。